

平成27年10月9日

第27回 地方法人課税のあり方等に関する検討会

地方法人課税のあり方等について

東京都副知事 安藤 立美

「人口一人当たり税収額」は指標の一つにすぎない

- ✓ 用いる指標により税収差も大きく異なり、「**人口一人当たり税収額**」だけをもって**税源偏在を議論することは、適切とは言えない**
- ✓ 財政力格差を論じるのであれば、**財政需要との見合いで必要な財源をどう考えるか**という視点が不可欠

例えば、企業活動に応じて、地域から行政サービスを受けているという観点から、**法人事業税を従業者一人あたりで比較すれば、倍率は半分以下となる**

≪ 法人事業税の人口一人当たり税収と従業者一人当たり税収との比較（平成25年度決算） ≫

		人口1人当たり			従業者1人当たり	
法人 事業税	最大	東京都	247.9	⇒	東京都	154.7
	最小	A県	39.3		B県	57.8
	最大／最小	6.3倍			2.7倍	

※全国平均を100とした指数を表示

※『平成27年度地方税に関する参考計数資料』及び『経済センサス』より作成

そもそも、**財政需要との見合いで、必要な財源をどう考えるか**という視点こそ重要

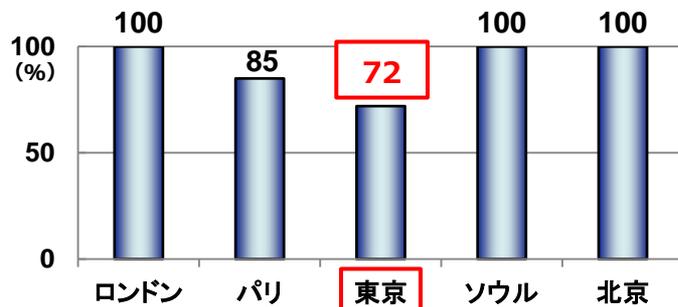
都には大都市としての膨大な財政需要がある

- ✓ 東京には、**より多くの富を生み出し、日本全体の発展にも寄与する**膨大な財政需要がある
- ✓ 東京への投資は、ひとり東京だけが利益を受けるものではなく、**その効果は全国に波及**

交通渋滞の解消、環境改善などの観点から環状道路等、都市インフラの整備が必要

東京の道路などの都市インフラ整備による便益は、広く全国に及ぶ

《 環状道路整備率 》



※ 国土交通省資料より

《 東京圏の環状道路 》



- ・首都高都心環状線の走行車両の約6割が通過交通であり、東京へのインフラ投資の効果は、広域物流のスピードアップに繋がるなど **日本全国に波及**する

《 東京外かく環状道路(関越道～東名高速) 》

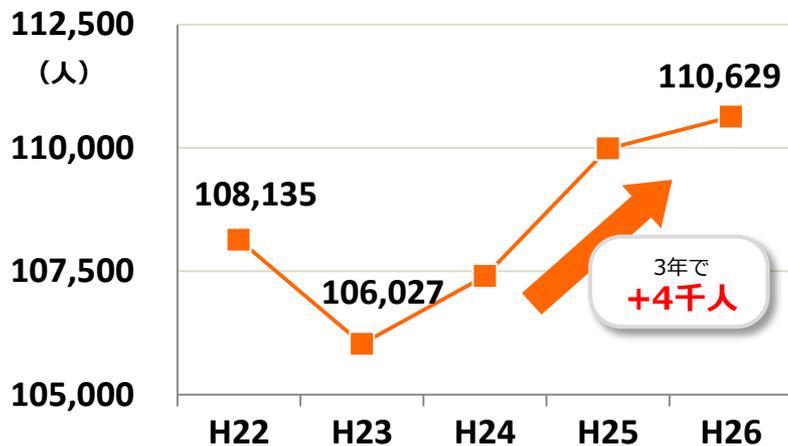
- ・総事業費 **約1.3兆円** (都の負担割合 **国の1/4**)
- ・事業効果
 - ① 環境改善効果
二酸化炭素削減 (約30万t/年) など
 - ② 所要時間短縮
約60分 ⇒ 約12分 (広域物流のスピードアップ)
 - ③ 経済効果
年間約3,000億円
(走行時間短縮、走行経費減少、交通事故減少等)

都には少子高齢社会に対応するための膨大な財政需要がある

- ✓ 現に多くの子育て世代が暮らしている東京が、安心して産み育てられる環境を実現することは、**人口減少の抑制と日本全体の活性化にも寄与する**
- ✓ 今後、東京都の高齢者人口は大幅な増加が見込まれており、**地域で安心して暮らせる社会を実現することが急務**

東京では出生数は近年増加傾向にあり、**現に多くの子育て世代が暮らしている**

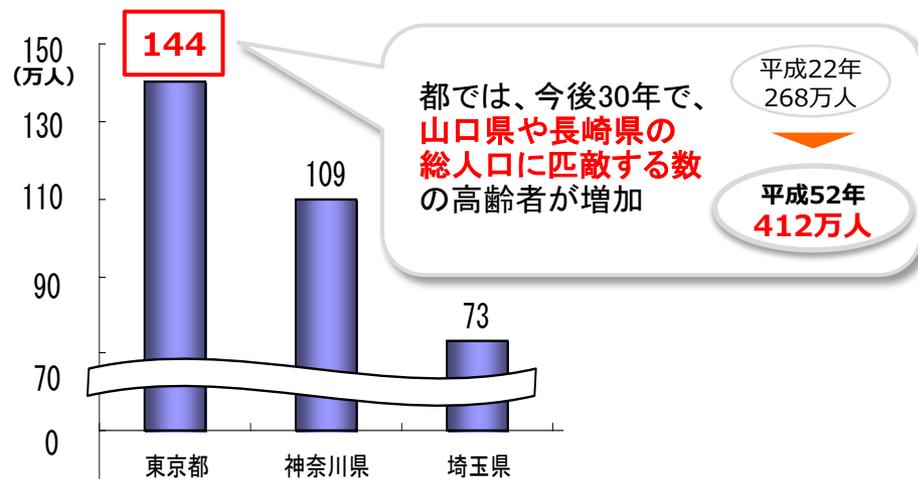
《 東京の出生数の推移 》



※ 厚生労働省「人口動態統計」による

都の高齢者人口の増加数は、**他の道府県を大きく上回っている**

《 平成52年までの65歳以上人口の増減数(平成22年比) 》



※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より

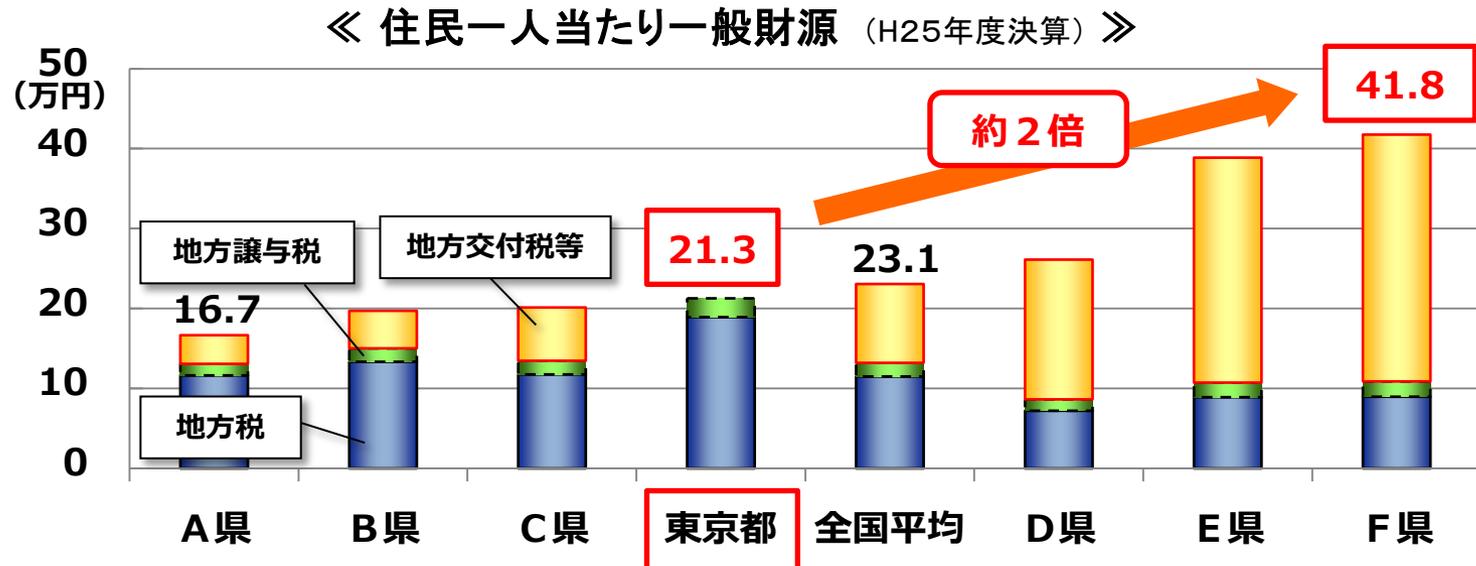
税収格差のみによる比較は一面的である

都道府県別の人口一人当たり税収額は、法人二税で約6.3倍、地方税全体で約2.6倍の「格差」があるとの論だが・・・

- ✓ そもそも、地方自治体間の**財政力格差を解消**し、各地方自治体に一定の行政サービスに必要な**財源を保障**するために、地方交付税制度がある
- ✓ 地方交付税も含めた東京都の「住民一人当たり一般財源(※)」は、**全国平均以下**

※ 一般財源：地方税や地方交付税等、使途が制約されず、行政サービスに使用できる財源

「住民一人当たり一般財源」が最大の県は、**東京都の約2倍**



「地方創生」の理念と逆行する

- ✓ 地域経済の活性化等により税収が拡大すると、**国税化により奪われる金額も拡大**するため、頑張る地方自治体ほど報われないこととなる
- ✓ このような仕組みは、地域の実情に即した施策により、経済の活性化と地方の自立を目指す**「地方創生」の理念と逆行する**

人口減少問題の克服と成長力の確保を目指す**「地方創生」**

逆行

地域の活性化に向けて頑張る地方自治体ほど報われない**不合理な偏在是正措置**

ローカル・アベノミクスの実現

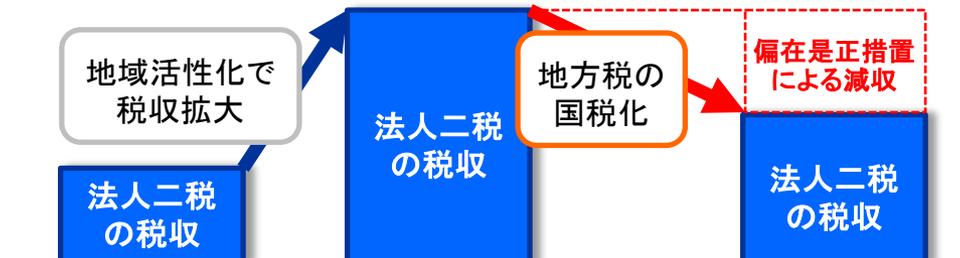
◆「稼ぐ力」を引き出す

生産性の高い、活力に溢れた地域経済の構築

◆「地域の総合力」を引き出す

頑張る地域へのインセンティブ改革

- ・ 地域活性化の結果として自主財源である地方税収を拡大させても、**地方税の国税化により成果は減少**
- ・ 国税化によって地方交付税の原資を増やしても、**交付税総額は国が決めるため、その総額を十分に確保できる保証はない**
- ・ 留保財源の減少など、**頑張る地域へのインセンティブを阻害**

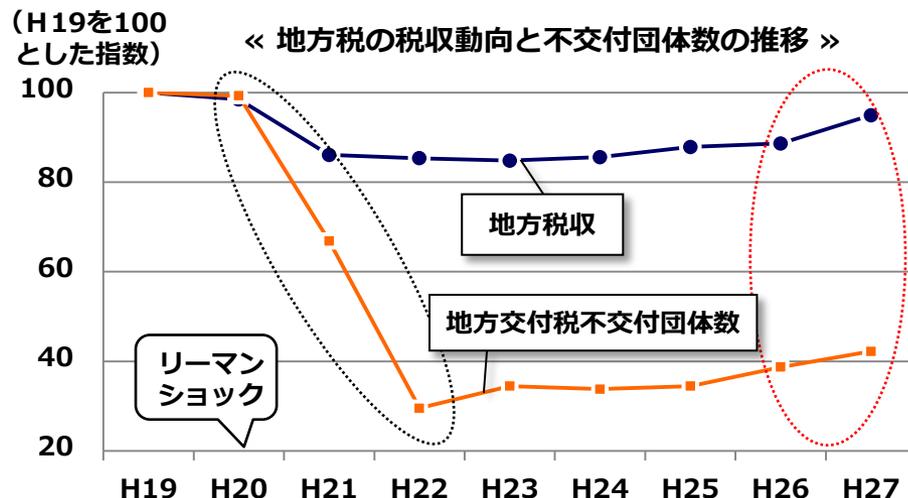
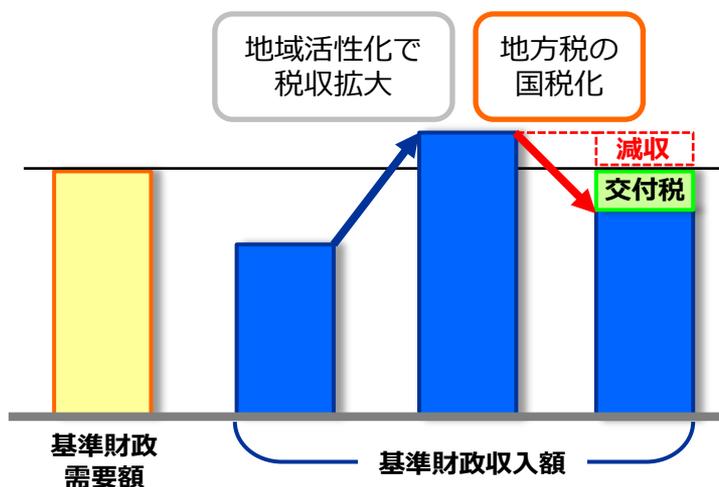


「地方分権」の理念と逆行する

- ✓ 不合理な偏在是正措置により地方税が国税化されたため、景気が回復基調にもかかわらず、**地方交付税の不交付団体数が伸び悩んでいる**
- ✓ このような状況は、地方自治体の自立的な財政運営を目指す「地方分権」の理念と逆行する

税収拡大により不交付団体となるはずが、**地方税の国税化により不交付団体となれない**

景気は回復基調だが、**不交付団体数はリーマンショック前の水準に戻らず**



H27.7.24
高市総務大臣
記者会見 (抜粋)

「… (不交付団体数の水準がリーマンショック前と未だに開きがある) その要因として、平成26年10月に市町村民税法人税割の税率引下げ (= **地方法人税の創設**) が実施されました。その結果、**景気が回復基調にあっても、これらの税制改正前ほどの、市町村民税法人税割が増額とはならない**…」

地方法人特別税は当然に廃止されるべきもの

- ✓ 平成26年4月に消費税率が引き上げられ、地方交付税原資の充実が実現したため、地方法人特別税は当然に撤廃されるべきところ、**現段階での復元は3分の1**にとどまっている

《 石原知事のコメント(福田総理との会談について) (平成19年12月) <抜粋> 》

- 東京は、首都として、また300万人を超える昼間流入人口の存在により、膨大な財政需要を抱えている。にもかかわらず、国は20年度税制改正において税収格差の是正と称して、都などから法人事業税を吸い上げようとしており、都は強く反対してきた。
- 総理からは、地方の窮状を理解してほしいとの話とともに、「首都東京の活力の増進により日本の発展を促すため、都の重要な施策に国は最大限協力する、そのため実務者による国と都の協議の場を設ける」との提案がなされた。
- 今回の法人事業税の取り扱いは、大都市の財源を理由なく地方に移転させるもので、**地方分権に逆行するばかりでなく、税の原則に反し、都として納得できるものではない。**
- しかし、今回総理が、首都東京の活力の増進が国の発展に不可欠との認識を示した上で、都の重要施策の実現について踏み込んだ提案をされたことは重要である。私からは、この総理の提案を踏まえ、現在東京が取り組んでいる重要施策を具体的にあげ、国も力を尽くすべきことを強く求めたところ、総理は前向きな返事をされた。
- これを踏まえ、**今回の措置を税制の抜本改革までの暫定措置とすることを条件に、協力することとした。**

「他の偏在是正措置」を検討する状況にない

- ✓ 地方消費税が拡充されることにより、暫定措置を撤廃したとしても、いわゆる税収の偏在度は縮小しており、「他の偏在是正措置」を検討する状況にない

地方消費税率の引上げにより、いわゆる税収の偏在度は、**3.1倍から2.6倍まで縮小**

≪ 人口1人当たりの都道府県税収の比較 (平成25年度決算) ≫

【最大・最小の比較】

人口1人当たり 都道府県税収		平成17年度 (暫定措置導入判断時)	平成25年度	暫定措置撤廃 ・復元後	消費税率10%時 (地方消費税率2.2%時)
最大	東京都	211,647 円	182,243 円	219,514 円	255,153 円
最小	A県	68,336 円	71,113 円	80,016 円	98,194 円
最大／最小		3.10 倍	2.56 倍	2.74 倍	2.60 倍

※超過課税・法定外税を除く

【参考:全国平均との比較】

人口1人当たり 都道府県税収	平成17年度 (暫定措置導入判断時)	平成25年度	暫定措置撤廃 ・復元後	消費税率10%時 (地方消費税率2.2%時)
東京都	211,647 円	182,243 円	219,514 円	255,153 円
全国平均	117,616 円	112,884 円	128,066 円	152,821 円
東京都指数	179.9	161.4	171.4	167.0

※超過課税・法定外税を除く

※「東京都指数」は、全国平均を100としたときの指数

都は地方法人税により消費増税による増収額を実質的に失っている

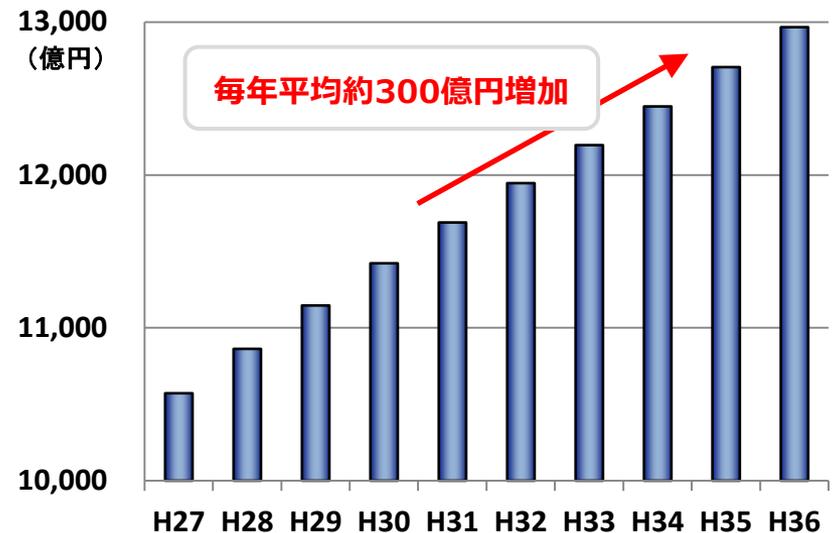
- ✓ 消費増税は、そもそも社会保障の充実と安定化を目的として行われたもの
- ✓ 都では、地方法人税による減収額が消費増税による増収額を上回っており、**社会保障関係費の増加額**（全国知事会は、消費税率10%段階での都の増加額を**1,000億円**と試算）を、**他の財源で補てん**しなければならない
- ✓ さらに、都の社会保障関係経費は、毎年平均約300億円増加するという推計もあり、地方交付税の不交付団体である都は、**他の財源による補てん額が拡大していく可能性がある**

◀ 地方消費税の引上げ等に伴う東京都の影響額 ▶

	東京都	
	消費税率 8%段階	消費税率 10%段階
消費増税 による増収額	1,260億円	2,160億円
地方法人税 による減収額	▲ 1,280億円	▲ 2,190億円
実質的な影響額	▲ 20億円	▲ 30億円

※ 消費税率10%段階の影響額は、地方消費税率の引上げ見合いで試算

◀ 社会保障関係経費の将来推計(試算) ▶



※ 将来推計の試算は、新日本有限責任監査法人による

地方法人課税の分割基準の考え方について

- ✓ 分割基準は、応益課税としての地方法人課税の性格から、**企業の事業活動規模を的確に反映したものでなければならない**が、これまでの見直しは実質的な財政調整であったと認識

《 地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（平成25年11月）〈抜粋〉 》

6 その他の検討課題

(1) 分割基準・清算基準

地方法人課税の分割は、複数の地方団体に事務所等を有する法人について団体間の課税権を調整するため、課税標準を分割するものであり、地方消費税の清算は、最終消費地と税収の最終的な帰属地を一致させるための制度である。

分割基準と清算基準は、これらの趣旨を適切に反映するために設けられているものであり、**財政調整を目的として変更することは適当ではない。**

《 平成26年度東京都税制調査会答申（平成26年11月）〈抜粋〉 》

II 3 法人事業税、法人住民税及び法人税

(5) 分割基準について

分割基準については、税収の偏在是正を目的として、地方自治体間の財政調整がより強く働くように見直すべきとの主張がある。

しかし、そもそも分割基準は、複数の自治体に事務所又は事業所のある法人について、法人事業税及び法人住民税法人税割の計算上、課税標準額を各団体に分ける基準である。その目的は、従業者数等の客観的指標を用いて、税収を企業の経済活動が行われている地域に正しく帰属させることにある。

分割基準は、応益課税の考え方から、行政サービスの受益の程度を適切に反映させるために、課税客体である事業の規模又は活動量を的確に表したものでなければならない。**財政調整の手段として分割基準を用いることは、行政サービスの受益と経済活動の対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせてしまう。**

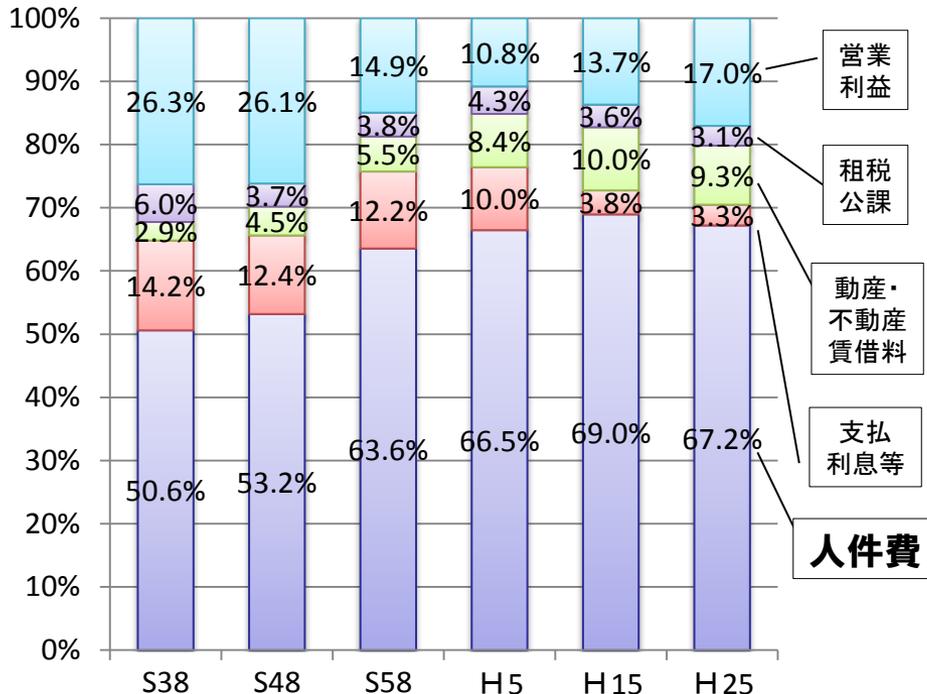
財政調整は、あくまで地方交付税制度によって行われるべきである。

地方法人課税の分割基準の考え方について

- ✓ 企業の事業活動の実態を最もよく表すものとして付加価値が適当であるとした場合、
**付加価値を構成する要素の大部分は人件費であり、それに替わる簡便かつ客観的な
 指標である「従業者数」が分割基準として用いられるべき**

人件費の占める割合は約7割・増加傾向

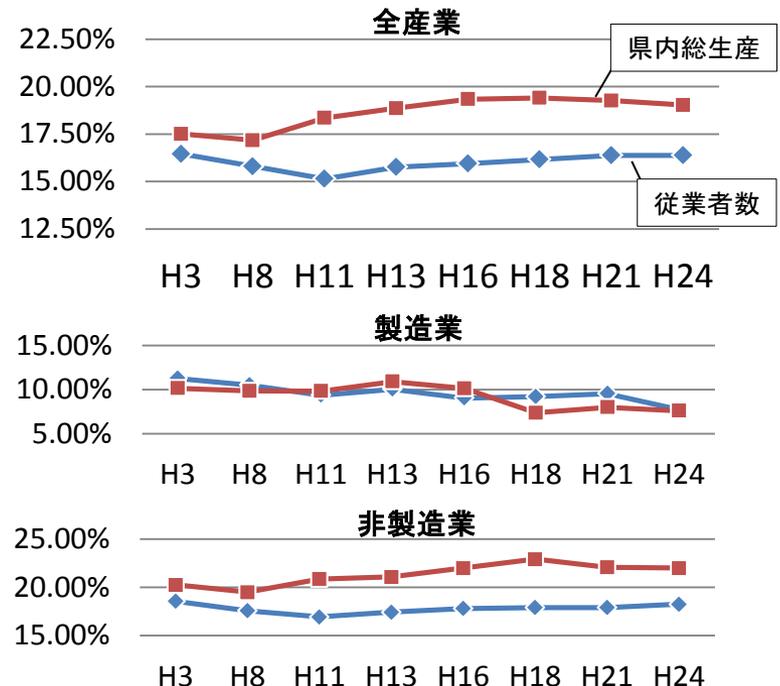
◀ 付加価値額の構成比（金融業・保険業を除く全業種） ▶



※『法人企業統計年報』より作成

県内総生産のシェアは増加傾向 県内総生産と従業者数のシェアは連動

◀ 県内総生産と従業者数の東京都シェアの推移 ▶



※従業者数は『経済センサス』および『事業所・企業統計調査』等より
 ※県内総生産は『県民経済計算』より

地方の役割に見合った税財源の拡充が必要

- ✓ 地方自治体間の「財源の水平調整」にすぎない不合理な偏在是正措置は、**地方が抱える巨額の財源不足の解決にはつながらない**
- ✓ 地方分権の観点から、地方が自らの権限と財源においてその役割を果たせるよう、**総体としての地方税財源を拡充することこそ、目指すべき方向性**

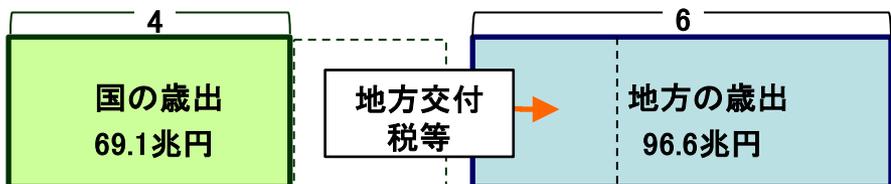
《 現状 》

- ・地方では**年間10兆円規模の財源不足**が生じている
 - ・国と地方の**税収比率と歳出比率は逆転**
- ⇒ これらの解消なしに、**地方の自主的・自立的な行財政運営は実現できない**

《 税収(H25) 国:地方 = 6:4 》



《 歳出(H25) 国:地方 = 4:6 》



《 目指すべき方向性 》

- ・**不合理な偏在是正措置を撤廃**した上で、権限に見合った**地方税財源を拡充**

地方が担う事務と責任に見合う
国から地方への税源移譲

国の責任による地方交付税の
財政調整機能の堅持及び法定率の引上げ

課税自主権の拡大

少子高齢化対策や地域経済の活性化など
地域の実情に即した
地方自治体の主体的な取組を実現

共存共栄による日本全体の発展を目指して

- ✓ 人口減少問題を克服し、日本全体を持続的発展へ導くためには、**地域の強みを伸ばすとともに、課題解決を進める**ことが必要
- ✓ 更に、地域間でヒト・モノ・カネを奪い合うのではなく、**互いの結びつきを強化することで、共存共栄の関係を構築**していくことが必要

